参考様式第１号

〇〇自治会地域防犯カメラ管理及び運用に関する規約

１　目的

この規約は、〇〇自治会が設置する地域防犯カメラに関して、必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意し、〇〇地区における犯罪の防止を目的とするものである。

２　設置場所及び設置台数

地域防犯カメラの設置場所及び設置台数は別表に定める。

３　設置者、管理責任者及び操作取扱者

　地域防犯カメラの設置者は〇〇自治会とし、地域防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、地域防犯カメラ１台ごとに別表に定めるとおり管理責任者を置く。管理責任者は必要に応じ別表に定めるとおり操作取扱者を置くことができる。

４　機器の操作及び画像の視聴の制限

　機器の操作及び画像の視聴については、管理責任者または管理責任者が指定した操作取扱者が行

うものとし、他の者が行う場合は管理責任者の許可を得なければならない。

５　表示板の設置

　設置者は、地域防犯カメラの撮影区域またはその周辺に、地域防犯カメラが設置されている旨及

び設置者を示す表示板を設置する。表示板には〇〇自治会を記載することとする。

６　画像の適正な管理

　管理責任者は地域防犯カメラにより撮影された画像について、次のように取り扱うものとする。

（１）画像の管理

　　記録媒体（ＳＤカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護

された環境の下で保管し、原則として、第８「画像の提供」の場合を除き画像の複写、外部への

持ち出しは禁止するものとする。

（２）パスワード等の適正な管理

管理責任者等は、画像を閲覧するためのパスワード等を適正に管理する。

また、パスワード等は容易に推察されないものとし、管理責任者等が交代する際には変更するものとする。

（３）画像の保存期間

　　保存期間は、〇日間とする。

　　上記保存期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にしたうえで、撮影

日時、場所等と合わせてその旨を記録に残すものとする。

（４）画像の消去

　保存期間が終了した画像は、上書き又は初期化等により確実に消去する。記録媒体（記録媒体

を内蔵している画像記録装置も含む。）を破棄する場合、画像の読み取りまたは復元ができない

よう処分する。

（５）画像の不必要な加工の禁止

　画像は、撮影された状態のまま保存し、不必要な加工を行わない。

７　秘密の保持

管理責任者等は、地域防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはなら

ない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

８　画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

（１）法令等に定めがある場合

（２）捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合

（３）個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

なお、上記（１）から（３）に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして　必要性を慎重に判断する。

また、提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録する。

９　苦情・問い合わせ等への対応

管理責任者は、地域防犯カメラに関する苦情又は問い合わせ等があった場合は誠実かつ迅速に対

応するものとする。

１０　地域防犯カメラの保守点検と撤去

（１）保守点検

　設置者は、地域防犯カメラに関わる機器は定期的に点検し、修理・修繕等を行う。

（２）撤去

　設置者は、地域防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

１１　業務の委託

　設置者は、地域防犯カメラの保守管理についての業務を委託する場合、本規約を遵守させるため

の必要な措置を講ずるものとする。

　（附則）

この規約は、　　　年　　月　　日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 設置台数 | モニター・画像記録装置等の設置場所 | 管理責任者 | 操作取扱者 |
| **那須塩原市共墾社〇〇番地△** | **１台** | **モニター等の設置なし** | **氏名：防犯　太郎**  **住所：那須塩原市共墾社〇〇番地〇〇** | **氏名：防犯　設備**  **住所：那須塩原市〇〇町〇** |
|  |  |  | 氏名：  住所： | 氏名：  住所： |